

離婚届の書き方

神奈川県鎌倉市役所 市民防災部市民課

離婚には、夫婦双方の話し合いによる協議のものと、裁判上の手続きによる調停、審判、和解、請求の認諾、判決のものとがあります。
そして、届出方法も次のように異なります。

届出人と期間

	届出人	届 出 期 間	
協議離婚	夫と妻	届出期間はありません（届出によって効力が生じます。）。	
調停離婚	申立人	調停成立の日から１０日以内	申立人または原告が期間内に届出をしないときは相手方からも届出をすることができます。
審判離婚	申立人	審判確定の日から１０日以内	
和解離婚	原 告	和解成立の日から１０日以内	
認諾離婚	原 告	請求の認諾の日から１０日以内	
判決離婚	原 告	判決確定の日から１０日以内	

届出のできるところ

- ・夫婦の本籍地
- ・夫または妻の住民登録をしているところ
- ・夫または妻の所在地（一時滞在地）

届書の枚数と添付書類

離婚届書…１通

※離婚の種類や当事者の国籍によっては他にも添付書類が必要となりますので、お問い合わせください。

届出の際の本人確認

協議離婚の場合は、窓口に来られた人の本人確認をしますので、個人番号カード（マイナンバーカード）、免許証またはパスポート等、官公署発行の顔写真付き証明書をお持ちの方はご持参ください。これらにより確認ができなかった場合は、ご本人に対して届出があった旨の通知をお送りします。

親権の決定

離婚するとき、夫婦に未成年の子どもがいる場合は協議または審判等で、離婚後も父母の共同で親権を行うか、父（夫）または母（妻）の一方が親権を行うか、決めてください。なお、協議離婚の場合は、親権者の指定を求める審判等の申立てがされていれば、離婚時に親権が定められていなくても、離婚することができます。この場合には、審判等が確定した後で審判書謄本及び確定証明書（調停の場合は調停調書の謄本）を添付した上で、確定日を含め１０日以内に親権者指定届を役所に届出する必要があります。

氏と本籍

- 離婚により氏が変わるのは、婚姻の際、氏を変えた夫または妻（戸籍の筆頭者でない人）です。戸籍は婚姻前の戸籍に戻りますが、その戸籍がすでに除かれているとき、または新しく自分の戸籍をつくることを希望する場合は新戸籍が編製されます。
- 離婚した後も婚姻中と同じ氏を名のることもできますが、この場合、協議離婚届出の日、又は裁判離婚（審判、判決）の裁判確定もしくは、調停・和解成立の日および請求の認諾の日から３か月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」を出してください。ただし、この届を出すと、婚姻前の氏には原則として戻れません。
- 離婚によって氏が変わる人（戸籍が変わる人）が子どもの親権者になっても、子どもの氏（戸籍）は変わりません。子どもの氏を変えたいときは、離婚手続きが済んだから家庭裁判所に「子の氏変更許可の申立」をし、許可された後、審判書の謄本を添えて、役所に入籍届を出してください。

証 人

協議離婚の場合、夫婦双方に離婚の意思があることを知っている成年者２名の署名が必要です。

住所変更

離婚届と同時に転入届または転居届を提出する場合は、離婚届には新住所を記入してください。なお、住所の変更には次の届も別途必要になります。

※転入届→市外から移転してきたとき（旧住所地で予め転出手続きが必要です。）。

※転居届→市内で移転したとき。

※転出届→市外へ移転するとき、または市外へ移転したとき。

その他

届書の氏名、本籍等は**略さず**に、**戸籍のとおり**の字体ではっきり書いてください。

届書は黒インクまたは黒のボールペンで書いてください。

字が消えるボールペンは使用しないでください。

※ 鎌倉市の場合は、市民課及び各支所で平日の８：３０～１７：００の間に受け付けております。鎌倉市市民サービスコーナー（大船ルミネウイング内）では受け付けておりません。

※ 土、日曜日及び祝日等または執務時間外に届出される場合は、市役所本庁舎の警備員室でお預かりいたしますので、事前にお近くの市区町村役場で「届書の確認」をお願いします。

また、書類上不足があるときは、再度来庁をお願いする場合がありますのでご了承ください。

お問い合わせやご相談は、市民課または各支所へお気軽にどうぞ

市 民 課 ０４６７（２３）３０００（代表）※コールセンターへ繋がります

腰越支所 ０４６７（３３）０７１０（直通）

深沢支所 ０４６７（４８）００２１（直通）

大船支所 ０４６７（４５）７７１１（直通）

玉縄支所 ０４６７（４４）２２１７（直通）

※裏面に届書の書き方の見本があります。

書き方見本

離婚届

令和 8 年 4 月 1 日 届出

神奈川県鎌倉市 長 殿

		受 理 令和 年 月 日				
		第 号				
		通知(送付) 令和 年 月 日				
		第 号				
		書類調査	戸籍記載	記載調査	調 査 票	附 票
						住 民 票
						通 知
(フ リ ガ ナ)	夫	カマクラ タロウ		妻	カマクラ ハナコ	
(1) 氏 名	鎌倉 太郎		鎌倉 花子			
生 年 月 日	平成元 年 5 月 5 日		昭和63 年 3 月 3 日			
住 所	神奈川県鎌倉市御成町		神奈川県鎌倉市常盤			
	18番10号		111番地3			
本 籍	神奈川県鎌倉市御成町18番地					
(2) (外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名 鎌倉 太郎					
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 (右記の養父母以外にも養父母がいる場合には、その他の欄に書いてください)	夫の父	鎌倉 一郎	続き柄	妻の父	玉縄 二郎	続き柄
	母	鎌倉 甲子	長 男	母	玉縄 乙子	二 女
	養父			養父		
	養母	鎌倉 政子	養 子	養母	養 女	
(3) 離婚の種別	☒ 協議離婚 ☐ 和解 年 月 日成立 ☐ 調停 年 月 日成立 ☐ 請求の認諾 年 月 日認諾 ☐ 審判 年 月 日確定 ☐ 判決 年 月 日確定					
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	☐ 夫 ☐ もとの戸籍にもどる ☒ 妻 は ☒ 新しい戸籍をつくる					
(5) 未成年の子の氏	神奈川県鎌倉市雪ノ下二丁目73番地1番		筆頭者の氏名 玉縄 花子			
	父母双方が親権を行う子 鎌倉 小太郎					
	父(夫)が親権を行う子 鎌倉 小町					
	母(妻)が親権を行う子 鎌倉 花					
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子					
(協議離婚で親権者の定めをした場合)相違なければ、それぞれが図のようにするしをつけてください。						
夫 ☒ 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。						
妻 ☒ 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。						
記入の注意						
鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。 外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。 1 台湾 2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区) そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書 和解離婚のとき→和解調書の謄本 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書						
事件簿番号			連絡先	夫 電話 080 (1234) ××××		
			妻 電話 080 (5678) ××××			

未成年の子がいる場合は夫婦双方のチェックが必要です。

(6) 同居の期間	平成27 年 4 月 から 令和8 年 2 月 まで	
(7) 別居する前の住	神奈川県鎌倉市御成町18番地10号	
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	☐ 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☒ 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6.仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
(9) 夫 妻 の 職 業	夫の職業	妻の職業
その他		
届出人署名(※押印は任意)	夫 鎌倉 太郎 印	妻 鎌倉 花子 印
証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署 名 (※押印は任意)	玉縄 二郎 印	腰越 丙子 印
生 年 月 日	昭和35 年 1 月 1 日	昭和40 年 4 月 4 日
住 所	神奈川県鎌倉市大船二丁目1番26号	神奈川県鎌倉市腰越864番地
本 籍	神奈川県鎌倉市大船二丁目1番地	神奈川県鎌倉市岡本二丁目16番地

☐には、あてはまるものに図のようにするしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります)。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の ☐ のあてはまるものにするしをつけてください。
離婚後の子育ての分担について ☒ 取決めをしている。 ☐ まだ、決めていない。 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。
親子交流について ☒ 取決めをしている。 ☐ まだ、決めていない。 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合も、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。
経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の ☐ のあてはまるものにするしをつけてください。
養育費の分担について ☒ 取決めをしている。 ☐ まだ、決めていない。※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。 養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

詳しくは、各市町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

法務省 離婚



法務省パンフレット



法務省の解説動画



日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

本人が署名をしてください

当てはまる箇所にチェックをしてください

子の親権について父母の一方または父母双方に決めて、該当する欄に子どもの氏名(フルネーム)を記入してください。

家庭裁判所で親権者の指定を求める家事審判(調停)の申立てを既に行っている場合は、「親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子」の欄に子どもの氏名(フルネーム)を記入してください。